

平成30年第2回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成30年2月15日

午後2時30分～午後3時50分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成 30 年昭島市教育委員会第 2 回定例会を開会いたします。

本日は、神菌指導主事より欠席の届け出が出ておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、会議に入ります。前回の会議録の署名につきましては、すでに調整を終わり、署名も得ておりますので御了承をいただきたいと思っております。

次に、教育委員会会議規則第 16 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります、5 番の白川委員、そして 1 番の私、小林でございます。よろしくお願いいたします。

本日の日程はお手元に配布の通りでございます。

日程 4、教育長の報告に移ります。毎年この時期になりますと、私立の中学校やあるいは高等学校への進学など、該当する児童生徒並びに保護者の皆様は落ち着かない日々が続いていることと思っております。都立高校の入学選抜は、今月の 23 日に実施をされますが、それぞれの受験生が志望校に合格できるよう願っているところでございます。

また、同時に気になりますのがインフルエンザの状況でございます。市内の小中学校では 1 月の学級閉鎖が 14 校で 52 学級、2 月に入りましても、これは 13 日現在でございますが、学級閉鎖が 6 校 11 学級となっております。まだまだインフルエンザは下火にならないような状況となっておりますから、健康管理に十分注意をして、それぞれ受験に臨んでほしいと思っております。

さて、東京都教育委員会では、東京都発達障害教育推進計画、そして東京都特別支援教育推進計画などに基づきまして発達障害のある児童生徒が在籍校で特別な指導を受けることができるよう公立小中学校に特別支援教室の導入を進めているところでございます。小学校につきましては、平成 28 年度から導入を開始し、平成 30 年度に全校への導入を完了する予定となっております。昭島市教育委員会におきましても、平成 30 年度から全小学校に特別支援教室を導入するための準備を現在進めているところでございます。

また、中学校につきましては、東京都教育委員会では、平成 30 年度移行準備の整った区市町村から順次導入し、平成 33 年度までに全校への導入を完了する計画となっております。このことに伴いまして、東京都教育委員会が、このたび区市町村が中学校へ順次導入を開始するに当たり、導入のための手引きとしまして、中学校における特別支援教室の導入ガイドラインを公表したところでございます。このガイドラインによりますと、通常の学級に在籍している発達障害のある児童生徒は小学校では 6.1%、中学校では 5%その可能性があるかと推測をしております。

昭島市教育委員会におきましても、小学校への特別支援教室の設置により、発達障害のある児童が在籍校で適切に指導支援を受けることができるようになり、中学校においても小学校からの指導支援の継続を図る必要性を十分認識していることから、このガイドラインに基づき平成 33 年度までにすべての中学校への導入を図っていきたく、このように考えているところでございます。導入に当たりましては教育委員の皆様からの御意見等を頂戴したいと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

最後になりますが、平成 30 年第 1 回昭島市議会定例会が 2 月 21 日から 3 月の

27日まで開催をされます。この定例会には各会計の平成30年度予算などが議案として提出を予定しているところでございます。

私の報告については以上となります。

また、教育委員会の名義使用承認につきましては、お手元の資料のとおり1件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの報告につきまして御意見がありましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。それでは以上で私の報告を終わります。

日程5、議事に移ります。議案第1号「平成30年度昭島市立学校長等の任用に関する内申について」はすでに非公開の審議が終了しておりますので、議案第2号「第2次昭島市特別支援教育推進計画の策定について」の説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 議案第2号「第2次昭島市特別支援教育推進計画の策定について」御説明いたします。

本計画は、平成25年度から5年間実施してきました昭島市特別支援教育推進計画が最終年度を迎えるため、今後も昭島市の特別支援教育の推進を図るために平成30年度から3年間の計画を策定するものです。計画の策定に当たりまして、今年度4回にわたり特別支援教育推進計画策定委員会を開催して協議を行っていただき最終案についてご報告をいただきました。なお、教育委員会定例会におきましても9月に内容について御協議いただき、10月にはパブリックコメントの実施、1月にはパブリックコメントにかかる結果について御報告させていただきました。最終案につきましては、議案第2号別紙の記載にある別添の冊子を御覧ください。

計画の構成ですが、1ページから特別支援教育推進の基本的な考え方について、14ページから特別支援教育推進に向けた具体的な施策、23ページから資料を掲載しております。

特別支援教育推進に向けた具体的な施策におきましては、プラン1「推進体制の整備」、プラン2「教育内容の充実」、プラン3「関係機関との連携」、プラン4「共生社会の実現」の4つのプランと具体的な16の施策を計画に位置づけました。施策の多くは現計画の取組を見直し、再編して継続するものですが、インクルーシブ教育の一層の推進を図るために、共生社会の実現に向けた取組、発達障害のある児童生徒の多様な学び場の整備について重点を置いております。また、(仮称)教育福祉総合センターの開設に向けた取組を新たに盛り込んでおります。

来年度からはこの計画に基づき特別支援教育のさらなる推進に努めてまいります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第2号について説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

○委員（紅林由紀子） 今回、議案ということで、また改めて最初から最後まで読ませていただきました。大変いい計画というか、非常にいろいろな変化、制度の変化とか、いい対応をして、さらに今までの課題を解決すべく非常に配慮いただいているとてもいい計画だなというふうに感じまして本当にありがたいなというふうに思いました。

ただ、もう1回読み直した時点で2つ質問をさせていただきたいんですけども、お伺いしたい点がございまして、まず1点目は、15ページの介助員、支援員の配置ということで、この点については何度か質問と思うことを述べさせていただいたんですけども、介助員の充実と支援員の配置ということで、こちらを取り組んでいかれるということで、それ自体はとても重要だしいいことだと思うんですけども、この充実と配置の数的めどとか、質の確保のためにどういった取組をされていくかというようなことについてはどのようにお考えになっているのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。というのが1点です。

もう1点は、19ページの関係機関との連携ということで、切れ目のない支援を行うための(仮称)昭島版支援ファイルの作成ということで、本当にこういった特別な支援を要するお子さんを持たれた保護者の皆さん、そしてそのお子さんにとってやはりどういった出口、この先どうなっていくのかということがとても大事なことというか一番大事なことなんだと思うので、この切れ目のない支援というのは本当に重要なことだと思うんですけども、そのためにこの昭島版支援ファイルというのができるということはとても素晴らしいことだと思うんですけども、具体的に義務教育が終了した後に、このファイルをつくってその先どうやってつなげていくというか、そのイメージがちょっとわからないので、どういったファイルで、どうやってこの先の進学先なり進路先とをつなげていかれるのかということについて御説明いただければなというふうに思います。

この2点お願いいたします。

○統括指導主事(長崎将幸) まずはじめの15ページの、適切な支援を行うための介助員、支援員の配置というところでございますが、現在特別支援学級の固定学級には、各学校1名ずつ介助員を配置してございます。ただ、学校によっては学級数が増えていって、1名の介助員ではなかなか全員に対しての一人ひとりの支援ができないという現状がございまして、今、予算要望の中で介助員の増員ということを求めているところです。そういう意味も込めまして充実というような言葉をこちらでは使っております。

下の段の合理的配慮を行うための支援員の配置ということなんですが、今現在は特別支援教育支援員という形で配置を行っているところですが、やはり今、障害者差別解消法が施行されている中で合理的配慮というところも少し重点を置いて支援員の役割を果たしていただくということで、あえてこの合理的配慮を行うための支援員の配置ということで、名称を今後改めて配置をしていきたいということで、これについては今までの事業をさらに目的を明確にして行っていくということで配置という言葉はここでは使わせていただいております。

続きまして、切れ目のない支援を行うための昭島市版支援ファイルということで19ページの記載でございますが、現在、義務教育段階におきましては、義務教育に入る前に就学支援シートということで就学前の保育所、幼稚園からの支援が必要なお子さんに対する情報を保護者に記入していただいて入学する学校につなげていくというファイル、それからそのあと特別な支援が必要な子どもたちに対する個別指導計画と、実際にどのような支援が必要かということで個別の支援シ

ートというその2つのシートを使いながら子どもたち一人ひとりの支援を行っているところです。今後、教育福祉総合センターの総合相談窓口ができたときには就学前の時にいろいろな相談を記載したファイルができると思うんですが、そのファイルと義務教育段階のファイルを一体化していくということがまず一つの目的です。就学前から受けている支援をそのまま義務教育に入った段階でも続けて支援が受けられるようにということで、まず一つ、その切れ目がないような仕組みを整えていくということが1点です。そのあと先ほど委員から御質問があったように、では義務教育が終わったあとどうするかというところで、そこも今度、総合相談窓口で行う対象が18歳までになりますので、義務教育終了後もその総合相談窓口でそのファイルを引き継いで義務教育終了後も支援が受けられるようにしていくというファイルを目指しております。実際に今、高等学校でも通級指導であったりとか個別の支援を充実していこうという動きがありますので、保護者や本人が、高等学校でもそのような支援を望む場合は、この支援のファイルを活用して高等学校やほかの上級学校に支援の状況をお伝えできるところで切れ目がなくなってくるかなと思います。実際、大学入試でもこの発達障害があるお子さんに対しては、入試の配慮等もこの支援ファイルができていのかどうかというところで判定がありますので、このような支援体制を昭島市内でも整えてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。ただいまの支援ファイルは、そうすると就学前、そして義務教育時にできたファイルを必要に応じてそのお子さんなり保護者が進学先に持って行って、それで進学先の高校なり大学なりと、それを用いてお話をするというような、そういったイメージなんですか。

○統括指導主事（長崎将幸） 今委員がおっしゃったとおりのイメージをしております。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。その点についてよくわかりました。1点目の合理的配慮を行うための支援員の配置ということで、目的を明確にするという意味に御説明いただいたんですけども、それは理解しました。そしてその合理的配慮を行うための支援員の配置というふうに目的を明確にしたということは、その目的に沿うような形にその支援員が働けるというか機能できるための、そのバックアップというか、それはどういった形でされていかれるということなんでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） こちらの支援員につきましては保護者の了承を得てつけていくような形になっていきます。その際には、先ほどお話ししました個別指導計画や個別の教育支援計画をもとに、保護者と学校でどのような支援を行っていくかという面談を通して、その中でお子さんの苦手な部分とか支援してほしいところについてどのような形で支援員がついていくかということと相談した上で、そのことを担任の先生なり特別支援教育コーディネーターが支援員にお話ししながら実際の支援を行っていくという流れになります。

○委員（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。その点については理解しました。

そして、ということは、つまり何をその支援員がしなければいけないかという中身がもっと今よりもよりクリアになっているイメージなのかなというふうには私はとらえたんですけれども、この通常級において特別な支援を要するお子さんが、安心して学校生活を過ごすためには、やはりその子自体に何か気が散っちゃう場合はこっちだよみたいな、その子のサポートももちろん必要だと思うんですけれども、何回か申し上げておりますけれども、やはりその子が周りのことの関係において、いろいろコミュニケーションがうまくいかないお子さんとかも多いと思うんですよね、そういうお子さんの場合。その場合にそのコミュニケーションにおいてみんなが聞こえているようにその子が聞こえていなかったりとか、そういったケースがあると思うんですけれども、そういった場合には周りの子に対してその子のことを理解できるような、そういった役割が必要だというふうに保護者とか、あとコーディネーターの先生とか臨床心理士さんとかが、この子にはこういうことが必要なんですよというふうに言った場合は、支援員さんはそういう機能も果たしてくれるということなんでしょうか。すみません、ちょっとうまく説明できなくて。

○統括指導主事（長崎将幸） その支援を必要とするお子さんに対する支援を行うのが支援員ですので、当然、その子がそのクラスの中で円滑に学校生活が過ごせるような調整役ということについては担任の指示のもと、またコーディネーターの指示のもとに行っていくというふうには考えております。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） すみません、引き続きもう1点。21ページの共生社会の実現や特別支援教育への理解啓発のための取組の推進ということで、これも非常に重要なことだと思うんですけれども、特別支援教育に関するリーフレットを作成しということで、この間の合同学習発表会でも、市内にはこういった学級があります、こういう特別支援教育をしていますというようなパンフレットもいただいてとてもよかったと思うんですけれども、特別支援教育に関しての理解啓発ももちろん必要だと思うんですけれども、同時に、そういう特別な支援を要する子どもはこういう子どもなんですよとか、こういう困り感を持っているんですよとか、そういうことに対しての地域とか市民への理解啓発もとても大事じゃないかなと思うんですけれども、それはこの文面の中のどこにあるんでしょうか。

○統括指導主事（長崎将幸） 今委員がおっしゃっていただいたことも含めて特別支援教育に関するということで記載をしておりますので、やはり特別支援教育の中には相互理解とかそういうことについても含まれているというふうに私たちはとらえておりますのでこの記載にさせていただいております。

○委員（紅林由紀子） 申しわけございません。そういうことでしたら理解しました。学校では障害者教育ってありますよね、車椅子に乗ってみたり、アイマスクをして目の不自由な方の気持ちをわかるみたいな、そういう教育が学校でもされていると思うんですけども、そういった意味合いでの困り感を持っている子どもたちへの共感というか、そういったことの教育というのも特別支援教育に入っているというふうなことで理解すればよろしいですか。

○統括指導主事（長崎将幸） 委員がおっしゃっていただいたように特別支援教育に関わるところの内容というふうにとらえています。また別の視点から考えると人権教育という視点もありますので、教育活動全体を通してやはり障害に対する理解等については子どもたちに深めていきたいというふうに考えております。

○委員（紅林由紀子） わかりました。ぜひそういった面の教育もぜひ力を入れていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（氏井初枝） 12 ページ 13 ページの評価に関してのことでお尋ねいたします。表の下のほうにコメントが書かれていて、ほぼ計画どおりに充実が図られてきているというまとめが書いてありますが、細かく見るとバツが2項目あったり三角がいくつかあったりという中で、特に第2次の推進計画を策定するに当たってこういうところ、この評価を受けて、特にこここのところに力を入れていきたいとか具体的なことでこういうことを考えているとかということがもしおありでしたら教えていただきたいなというふうに思います。

○統括指導主事（長崎将幸） 12 ページ、13 ページの表を御覧いただきますとわかるように、関係機関との連携のところではやはり三角やバツというところが多くなっています。やはりそういうところで実際に学校教育でないところでの関係機関との連携というところが難しい面もあったというところがありますので、そこについてはやはり、今後教育福祉総合センターの中で設置していく総合相談窓口のところ、教育部門と子育て部門が一体となっていくというところで、ここの連携をさらに深めていくための体制というところを今後、実際に設置されるところまでに詰めていって関係機関との連携をより一層深めていきたいなというふうに考えております。

○委員（氏井初枝） ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは以上で討論を終わります。それではお諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決しました。

議案の審議が終わりました。続きまして、協議事項に移ります。

協議事項1「昭島市教育福祉総合センター条例について」及び協議事項2「(仮称)教育福祉総合センター運営経過」につきましては、事前に事務局より関連をした協議の内容となっていることから、あわせて協議をお願いしたいという申し出がありましたのでこれにつきましては私のほうで了解をさせていただきます。

それでは協議事項1及び協議事項2を同時に協議したいと思います。この内容について説明を求めます。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） それではまず、協議事項1の「昭島市教育福祉総合センター条例について」説明をさせていただきます。

昭島市教育福祉総合センターを設置するため、必要な事項を定めた昭島市教育福祉総合センター条例を制定いたします。条例案につきましては現在調整中で本日お示しできませんが、概要を御説明をいたします。

まず、施設の名称ですが、「仮称」を取り、「昭島市教育福祉総合センター」といたします。条例の概要ですが、まず総則といたしまして、設置の目的につきましては、市民の学習活動と課題解決を支援し国際交流と多文化共生を推進するとともに、教育と福祉の相互連携のもと、子どもの健全育成と市民の社会参加の促進を図るため設置をいたします。

位置といたしましてはつつじが丘南小学校跡地の、昭島市つつじが丘三丁目3番15号、開館時間につきましては、午前8時30分から午後10時までといたします。休館日は1月1日から3日及び12月29日から31日までといたします。

本センターには、開館時間及び休館日の異なる施設がさまざま入りますので、条例ではセンター全体の開館日、開館時間及び休館日を定めます。

続きまして、新築等ですが名称を「国際交流教養文化棟」といたします。こちらには図書館及び郷土資料室等を設置いたします。それぞれが行う業務につきましては、本条例では規定せず、それぞれの施設の設置及び運営に関する条例等の定めるところによるものといたします。また、シアター及び講習研修室を市民等の使用に供します。

次に既存校舎ですが、名称を「校舎棟」といたします。こちらには、教育センター、児童発達支援担当事務所、子ども家庭支援センター、子育てひろば、男女共同参画センター等の施設を設置いたします。こちらも同様、各施設が行う事業等につきましては、それぞれの設置及び運営に関する条例等の定めるところによるものといたします。

また、校舎棟の会議室等につきましては、各施設が共用で使用することを目的としておりますので、市の事務事業に支障のない範囲で市民等の使用に供します。

次に、指定管理者についてですが、本センターの管理を指定管理者に行わせることができることといたします。指定管理者が行う業務につきましては、本センターの維持管理業務と国際交流教養文化棟の運営業務、シアター等の利用の承認に関する業務等といたします。

次に、雑則といたしまして、施設を毀損等した場合の損害賠償について規定をいたします。また施行日につきましては規則で定める日といたします。

以上の内容で条例を制定する予定でございます。本条例を市議会へ提案する時期ですが、本年第1回定例会を予定しております。

続きまして、関連事項であります協議事項2の「(仮称)教育福祉総合センター運営計画について」説明をさせていただきます。

(仮称)教育福祉総合センターにおける運営の基本的な考え方をまとめた、(仮称)教育福祉総合センター運営計画を策定をいたしました。お手元のA4の1枚両面刷りの資料に主な内容をまとめましたので、こちらに沿って御説明をさせていただきます。

まず概要ですが、本計画は、(仮称)教育福祉総合センターにおける運営の基本的な考え方をまとめたもので本センターを構成する国際交流教養文化棟及び既存校舎棟のそれぞれの機能や、各棟に設置する施設の基本的な考え方、サービス方針、運営内容等についてまとめております。

初めに国際交流教養文化棟ですが、市民の自主的な学習意欲にこたえ、課題解決を支援する図書館と郷土資料の収集や、情報発信の拠点となる郷土資料室の一体的な運営を行います。また、図書館と郷土資料を活用した国際交流事業を実施するなど国際化の推進に資する施設といたします。新しい主なサービスといたしまして、本センターが開館することにより、新たに行われるサービスの主なものをこちらに抜き出して記載をしております。図書館の蔵書数の拡大を初めといたしまして、ICT化による図書資料の自動貸し出しや、閲覧席を約300席に増設するとともに、学習室、静寂読書室などを設置し、さまざまな学びの場を提供いたします。そのほか、郷土資料をデジタル情報として記録し、インターネットなどを用いて提供するデジタルアーカイブ化などのサービスを行います。

次に、既存校舎ですが、本市の未来を担う子どもたちを包括的に支援するための教育や児童福祉に関連する機能や、男女共同参画社会の形成を促進する機能などが相互に連携し、乳幼児から学齢期まで切れ目のない相談支援を行います。

新しいサービスといたしましては、教育センター、児童発達支援担当、子ども家庭支援センターの窓口を一本化した総合相談窓口を設置いたしまして、児童生徒に対するさまざまな相談に対応し適切な支援につなげます。また、各施設が相互に連携し、個々のニーズに合わせた継続的な支援をいたします。このほか、郷土資料室につきましては民具などに触れて感じられる体験型の展示を行います。

資料の裏面を御覧ください。(仮称)教育福祉総合センターの開館時間、休館日についてです。先ほど条例の中でも御説明させていただきましたが、国際交流教養文化棟につきましては、火曜日から金曜日は10時から20時、土曜、日曜、祝日は10時から18時までといたします。休館日は月曜日と年末年始及び特別整理期間といたします。市民へ貸し出しをいたします講習研修室等につきましては、9時から22時まで、年末年始を休館日といたします。

次に、既存校舎ですが、子育てひろばを除き、基本的には8時30分～17時15分までといたします。教育センター、児童発達支援担当、子ども家庭支援センターの共通の総合相談窓口の開設時間につきましては、現在検討中でございます。休館日につきましては、土曜、日曜、祝日及び年末年始といたします。また市民へ貸し出します会議室等につきましては、9時から21時まで、休館日は年末年始といたします。

以上、詳細につきましては別添の運営計画のほうをご参照いただければと思います。以上、大変簡略な説明で恐縮ですが御協議賜りますようお願いいたします。

○教育長（小林一己） 協議事項1及び2についての説明が終わりました。
本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） 2点お尋ねさせてください。

1点目です。以前いただいた総合センターの概要版の中に、それを拝見した時に、新しくできる新築棟と、それから従来の校舎を生かすものと、あと体育館があったように記憶しているんですね。大きく3つあるものがまとまって総合センターというのかなと、私は今までそんなふうに思っていたんですが、協議資料1にも2にも体育館のことが全然載っていないのでそれはどうなったのかなと思っているので教えてください。

それから2点目です。条例の御説明の中で、「仮称」が取れてこうやって名称が決まりましたということなんですけれども、例えば庁舎の跡地に合った健康福祉センターは、「あいぽっく」というような名称があって、そういう愛称のようなものがあるとより市民にとって身近な存在のものになるのかなと私は思っているんですが、この昭島市教育福祉総合センターに関しても、何かそういうような愛称のようなものが今後公募されるとか、そのような御予定があるのでしょうか、教えてください。以上です。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） まず体育館ですが、確かに教育福祉総合センターの中で建物としては体育館を含めて3つ、主なものとしてあるんですが、用途といたしまして、体育館につきましては、主に教育福祉総合センターの中にある施設が共有で使用するもの、主には教育センターに通う子どもたちが運動に使ったりと、そういう既存校舎に属するものと考えておりますので、そこには特に体育館ということでは出ておりません。

ただしこの運営計画の36ページのところで、既存校舎棟の共有空間という位置づけで、こちらに表に体育館ということでお示しをしております。そこで市民等にも利用いただけるということで記載をしています。

あと名称ですが、今、それについてはまさに検討しているところでして、愛称の募集等、ネーミングライツも含めてですが、また検討を今後進めていきたいと考えております。以上でございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 今の氏井委員の御質問に関連して私も2点あるんですけれども、まず1点目は先ほどの体育館なんですけれども、体育館、こういった運動施設とか、そういうところはかなり市民にとっても需要が大きい部分だと思うんですが、その場合、利用催促のような、そういった何か、そこはそこでの運用運営規則みたいなものがないと困るんじゃないかなというように、ちょっと漠然と感じるの

が1点で、この先それについては何かで形としてつくられるのかどうかという点が1つです。

もう1点が、ただいまの呼称というか愛称ということについてですが、やはり私はそれがあったほうがいいのかと感じます。やはり「あいぽく」にしても「ぱれっと」にしても、市民の皆さんそういうふうに呼んでいますし、ちょっと読むには長い名前なので呼びにくいなというのと、あとそれぞれの棟がございますよね、国際交流教養文化棟と校舎棟ですか、というのもちょっと呼び名としても味気ないというのもあるし、国際交流教養文化棟については長すぎて呼びにくいというのがありますので、やはり利用者がさっと読んで何となく機能がぱっとわかるようなとか、親しみやすいとか、そういったイメージの呼び名というのはとても大事なんじゃないかなというふうに感じます。それがちょっといい感じの呼び名であることでそのイメージがぐんと上がるということも、イメージ戦略的にはあるんじゃないかなと思うので、ぜひそれは御検討いただきたいというふうに感じます。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） まず体育館の使用についてですが、条例の中で校舎棟、こちらの資料の所で校舎等について会議室等については、市の事務事業に支障のない範囲で市民等の使用に供するという事で規定しております。この中に体育館も含めて規定をいたします。その中では、条例では使用料金等についても規定をする予定であります。またちょっと規則も今後つくってはいくんですけども、その中でも使用方法等について規定をしていこうというふうには思っております。

名称についてですが、おっしゃるとおり、こちらもしっかりに名称を条例上はこの名称にさせていただきますが、やはりちょっと硬いと、もう少し市民にとってわかりやすいというか愛着のあるような、そういった名称をつけようという検討はしております。募集についても、今後検討してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○委員（紅林由紀子） よろしく願いいたします。

○委員（白川宗昭） まず条例についてということでございますけれども、これは特に指定管理者のことなんですけど、今の体育館のこともちょうと一緒に考えたわけなんですけれども、これだけの文章じゃなくてもうちょうとこれが具体的になるだろうと思うんですけど、ぜひ一つ今までの議論を踏まえて非常に監督できるようなとか、そのような方向でぜひ一つ、きちっとつくってほしいというふうに思います。

それから今の体育館の使用に関することなんかも、当然条例の中で出てくるんじゃないかと思うんです。そういうふうと考えていくと、条例というのはかなり細かいものになっていくような気もするんですけども、ぜひ一つその辺のことに留意をしていただきたいということでございます。意見です。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） 指定管理につきましては、さまざまこれ

までも指定管理に任せきりではなくて市のほうでちゃんと管理していくというご意見をいただいております。こちらにつきましては、協定書の中ですとか、選定する際に市の方で管理していくようなことで、その辺はきちんとしていきたいというふうに考えています。

○委員（白川宗昭） それからあと国際交流事業というようなことが文面としてはあるわけなんですけれども、この主なサービスというかそういうようなところ、ほかのところはかなり具体的なことが書いてあるんですけれども、その辺のことも考えておかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。こういう言葉がなぜ入ってきたかということも前回話が出ていますのであれですけれども、ぜひ一つ何か具体的なものを、目玉というかいくつかぜひあげてほしいとそしてその実をあげて行ってほしいんだという基本的な考えで申し上げているわけでありまして、いかがですか。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） 国際交流事業につきましては、こちらも検討はしております。そこで立川の基地跡地に国際法務総合センターができましたので、そこでの交流事業も今、検討しております。そういったものも含めて、施設を使っていろいろな交流ができるようなことで、まさに今、検討しておりますので、その辺を具体的にお示しできれば、また御報告させていただきたいと思いますが、また今後検討していきたいというふうに考えております。

○委員（白川宗昭） 現段階の協議事項ということだと思いますので、ぜひ一つこの次また出されるときには、その辺のことも含めてお出しいただければと思います。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） この運営計画にはちょっとずれるかもしれないんですけれどもよろしいでしょうか。

お伺いしたいことが1点と、あと感じたことが2点なんですけれども、まず1点としましては、この運営計画のほうの冊子の中に、3ページに障害者サービス、図書館の障害者サービスとして、対面朗読室の設置というのがあるんですけれども、これは今までの図書館にあったものなのか、それとも今回新しく障害者サービスとしていろいろ学校の録音図書再生機とかそういうのが今あることは知っているんですけれども、対面朗読室が今までもあったのか今回初めてなのかということをお伺いしたいということが1つです。

まずそれだけをお願いします。

○新図書館担当課長（磯村義人） 対面音読室につきましては、今までの図書館では小集会室といういろいろな会議に使えるようなところを使って対面朗読を実施していました。新しい新図書館におきましては、専用の対面朗読室というのを設けて、そこで実施していくというような形で計画しております。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。とても素晴らしいことだなというふうに思います。

あとの2点は、質問というよりはこういうふうになったらいいなということで意見を言わせていただきたいんですけども、5ページの今も図書館では予約して図書館へ行って本を受け取るということが出来ますし、非常に便利だというふうに思うんですけども、そしてあとは分館とかでも受け取れると思うんですけども、これからの高齢化社会ということも考えていくと、やはりより市民の方に本をたくさん読んでいただくということを考えると、例えば分館だけでなく、例えば福島会館とか富士見会館とか、ああいうところでも受け取れるような方向でもお考えいただくと、もっと利便性が上がるかなというふうなことを感じております。借りた本は返しますよね、福島会館とかでも返せるので、どうせ取りに行くんだったらそこに予約した本を置いてくればみたいなふうに、ちょっと簡単に考えてしまいますけれども、そういった方向も今後より広い市民サービスといった点では御検討いただけるとありがたいなというのが1点です。

あと、図書館ではなくて既存校舎棟のほうなんですけれども、20ページのこの教育相談、登校支援サービスという部分がここに集約されますけれども、この配慮事項のところ「ユニバーサルデザインの視点で誰もがわかりやすい環境整備をします」というふうに書かれているんですけども、同時にやはりいろいろ相談に来られた方が居心地のいいというか、よく感じるような、なるべくストレスの低い温かみのある安心できる室内環境というのもお考えいただいているとは思いますが、そういったことも明記されてもいいのではないかなというふうに感じました。やはり今の、安心して相談できる、お子さんも安心してそこに行きやすいみたいな、やっぱり普通の教室環境な感じはちょっと冷たい感じもあると思うので、その辺は御配慮いただければというふうに感じているんですけどもその点については何か今、考えていらっしゃることはございますか。

○新図書館担当課長（磯村義人） まず、予約本の受け取りについてですが、委員おっしゃるとおり、これまでは福島会館ですとか朝日会館ですとかで返却のほうの受付を行っております。今後、図書館での利便性を向上するために会館での受け取り等何らかの方法でますます使っていただけるようなことは検討してまいりたいと思っております。

○市民図書館長（石川千尋） 今、会館で本を貸してほしいというのがありましたけれども、実際、移動図書館もくせい号がございまして、13カ所回っております。その中で会館で申し上げますと、大神会館が第2、第4火曜日、それから堀向会館が第2、第4金曜日の堀向会館がございまして。こういったこともPRに努めていきたいとこのように考えております。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） 今、施設のほうの安心できる室内環境というような御意見をいただきました。こちらにつきましては、設計の段階でやはり相談室等について、冷たくないような温かみのあるようなということで議論を行った経過がございます。例えば壁の色ですとかカーテンの色ですとか、そうい

ったことで検討をしております。今後、引き続き今いただいた御意見を踏まえまして検討していきたいと思っております。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。御検討いただいていると伺って大変安心しました。決定の際にはぜひ、配慮事項のほうにもお書きいただいてもいいのかなというふうに感じました。以上です。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
よろしいですか。それでは、協議事項1及び2を終わります。
続きまして、協議事項3「昭島市市民図書館条例設置の一部を改正する条例について」説明を求めます。

○新図書館担当課長（磯村義人） 昭島市市民図書館設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、昭島市市民図書館設置条例の規定の整備を行うとともに、図書館における管理を指定管理者に行わせることができるよう改正するものでございます。資料におつけしてございます新旧対照表を御覧ください。

まず条例の名称、「昭島市市民図書館設置条例」を「昭島市市民図書館条例」と改めます。第2条では、第2項、前項の図書館、第3項で第1項の図書館とありますが、これをそれぞれ図書館と改めます。

続きまして、第3条以降は図書館における管理を指定管理者に行わせるために必要な事項となっております。指定管理者に、公の施設の管理を行わせるためには、指定管理者の指定の手続き、指定管理者の行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を条例に定める必要がございます。本市では、すでに昭島市公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例におきまして、指定管理者の指定の手続き等が定められておりますので、このたびの改正では指定管理者の行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めます。

第3条では図書館法で3条の規定に基づく図書館の行う事業を定めるとともに、(仮称)教育福祉総合センターが国際交流教養文化施設として位置づけられていることから、第10号に国際交流及び多文化共生に資する事業を盛り込んでございます。

第4条で開館時間、第5条で休館日、第6条で貸出の登録、第7条で利用の制限、第8条で損害賠償、第9条で指定管理者に図書館の管理を行わせることができる旨を、第10条では指定管理者の行う業務の内容、第11条で指定管理者に関する読みかえについて規定しております。

なお、第3条から第8条までは、昭島市市民図書館運営規則において規定されているものを整備したものでございます。また、附則において、昭島市市民図書館協議会条例の名称を昭島市市民図書館協議会条例と改めます。

以上、簡略な説明で恐縮に存じますが、御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（小林一己） 協議事項3についての説明が終わりました。本件に対する意見等

をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） 表記上のことなのですが、条例の書き方というのは決まっているのかもしれないのですが、第3条の(1)で、(1)の分の中に括弧があってその中にまた括弧があるのは、何かぱっと見たときに見にくいかなというふうに思うんですが、こういうのは決まっているんですか、その辺を教えてください。

それからすごく初歩的な質問で恥ずかしいんですけども、センターの中にできる図書館が市民図書館ですよね。今度できる、その開館時間の、さっき出たことと、その条例の中に書かれていることの整合性というか、どうなっているのかなと。まだそれは総合センターが開館されていないからそれが書かれていなくて、完成したときにまた条例改正か何かになるのかなどうなのかなって、ちょっとよくわからないので教えてください。

○新図書館担当課長（磯村義人） まず条例の中の書き方の(1)の中にまた括弧があるというところは、そういうふうな形で条例はつくられているというふうにしか理解しておりませんので、私のほうではここの説明は申しわけないです。

開館時間ですけども、今回の条例の改正におきましては、施行期日が平成30年4月1日になりまして、今現在の図書館の開館時間をここでは表記しております。教育福祉総合センターのほうの条例につきましては、総合センター開館時の市民図書館の開館時間を記してございます。その関係で時間に違いが生じております。以上です。

○教育長（小林一己） ちょっと補足して私のほうから。条例、一般的に例規を作成する段階でのルールとして、括弧内に括弧を使つての説明をしてもかまわないという形になっていますので、昭島市の例規上ではすべてこのようなルールに則って対応しておりますのでよろしいですか。

○委員（氏井初枝） わかりました。

○生涯学習部長（山口朝子） そのあとの開館時間の関係なのですが、こちら今説明のとおり、今の市民図書館の開館時間でございますが、総合センター内の新しい図書館の開館時間に関しましては、これは市民図書館でございますが、これについては教育福祉総合センターの条例の附則の中で開館時間を変更するというふうに定めていく予定でございます。

○委員（氏井初枝） ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
石川委員いかがでしょうか。

○委員（石川隆俊） 特にございません。

○教育長（小林一己） ではよろしいですか。

それでは協議事項3を終わります。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項1「平成29年度昭島市一般会計第5号補正予算（案）〈教育委員関係〉について」の説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項1「平成29年度昭島市一般会計第5号補正予算（案）〈教育委員会関係〉について」御報告申し上げます。

この第5号補正予算につきましては、平成30年2月27日から始まる平成30年第1回昭島市議会定例会に提案を予定しているものでございます。

初めに歳入でございます。拝島第二小校舎増築工事費負担金と（仮称）教育福祉総合センター整備費補助金につきましては、補助単価または補助対象経費の変更により増額をいたすものでございます。また、減額となっている各補助金等につきましては現在事業の確定に伴い減額をするものでございます。

総合スポーツセンター吊り天井改修工事費交付金及び昭和中大規模改造工事費補助金につきましては、新たな制度の開始による交付金等のため、当初予算では見込めなかったものを増額するものでございます。

裏面を御覧ください。歳出でございます。（仮称）教育福祉総合センター整備事業費は、今年度予定した事業の支出額が確定するため減額をするものでございます。

小学校施設営繕経費の、東小、玉川小のプール改修工事ですが、支出見込予定額のうち一部を減額するものでございます。

次に、小学校施設整備事業費でございます。拝島第二小増築等工事につきましては、建築指導事務所との調整に時間を要し、30年度に工事を実施いたしますことから、消耗品費、開設初年度備品などについて減額をいたし、また、工事管理委託費、工事費のうち、今年度の事業に要する支出額が確定したため一部を減額し、平成30年度予算に計上を予定するものでございます。

拝島第三小、除湿温度保持機能復旧工事設計委託、校内LAN整備工事管理委託、田中小大規模改造工事につきましては、支出額が確定したため減額をするものでございます。

次に、中学校施設整備事業費でございます。校内LAN整備工事管理委託及び工事の支出額が確定したため、減額をするものでございます。

続きまして、市民会館管理運営費でございます。市民会館公民館の屋上等の防水改修工事について支出額が確定したため減額し、外壁改修工事につきましても、今年度予定した事業の支出額が確定したために減額をするものでございます。

次ページになります。継続費につきましては、今年度の補正額及び次年度以降の契約額の増減を反映させたものでございます。

繰越明許費につきましては、拝島第二小増築等事業につきまして、平成30年度に実施いたします校舎増築等工事に要するものでございます。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項1についての説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

よろしいですか。それでは以上で報告事項1をおわります。

続きまして、報告事項2「昭島市学校情報通信技術支援員に関する要綱について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項2「学校情報通信技術支援員に関する要綱について」御説明いたします。

教育委員会及び市立小中学校における情報通信には、情報通信機器及びソフトウェアの運営サポート、構成管理、障害管理、セキュリティ管理、保守管理を行うために専門の技術が必要となります。このため、平成22年度から29年度までの間、学校情報通信技術支援員を労働者派遣業者との契約により派遣を受けて技術支援を行ってまいりました。しかしながら労働者派遣による方式では、条件に合う支援員の確保が困難なことから、平成30年度からは嘱託職員として教育委員会が直接募集、採用、委嘱をすることとしたため、支援員に関する要綱を制定するものでございます。

なお、本要綱の実施日は新年度予算成立後の4月1日でございます。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項2について説明が終わりました。

本件に対する御意見等をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） お尋ねします。1名の方ということなのですが、その方は教育委員会と市内の小中学校でお仕事なさるということですよね。そこの両方に行くのですが、通常は市役所にいらっしゃるということになるのでしょうか。

それから、週4日以内の勤務ということなのですが、それって何曜日とか決まっているのではなくて、必要に応じて今週は何日とかって細かくいろいろ変わってくるのでしょうか。

○庶務課長（加藤保之） 勤務場所につきましては市役所の庶務課に勤務をし、小中学校へ巡回、訪問、要請があった所に出向くという形になります。

2点目の、週4日の勤務日でございますけれども、勤務する方の都合もあると思いますので、週4日、休みの日を、ある曜日を定めて週4日、何曜日が休みとかそういう形で採用のほうをしていきたいというふうに思っております。

○委員（氏井初枝） ありがとうございます。

ちょっと別のお尋ねでよろしいですか。学校のほうでいうと情報教育がますます盛んになってくると思うんですけれども、そういうような技術支援と書いてあるんですが、技術が学校において言うと十分わからないがために、ちょっと情報教育をやりにくい部分が出てきたりとかすることも考えられますし、それから各学校でつくられているホームページ、ホームページもすごく得意な方がいらっしゃる学校とそうじゃない学校の差があったりという状況の中で、そういうようなことの仕事もしていただける方なのでしょうか、どうでしょうか。

○庶務課長（加藤保之） この技術支援員につきましては、ソフトの管理等ももちろんですが操作方法等につきましてはの知識もございますので、そちらのほうもできる範囲ではするのですが、やはり指導等に関わる部分にもなりますので、こちらのほうは学校と相談してという形で、学校からの指示を受けてという形にはなると思っています。また、ホームページ等の支援、作成の支援等につきましても、こちらの支援員のほうで要請に応じてお手伝いのほうをさせていただきたいと思っております。

○委員（氏井初枝） わかりました。ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 簡単に感想ですけれども、ずっと支援員の方、こういった情報通信技術支援員の方がいらしたと思うんですけれども、市の嘱託職員としていらっしゃることでより責任もあるでしょうし、とてもいい方が来ていただけるといいなというふうに思いますので、派遣業者からの契約からこういうふうに嘱託職員というふうに形を変えられたのは、とてもいいことなんじゃないかなというふうに私は感じました。以上です。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。では報告事項2について終了いたします。

続きまして、報告事項3につきましてはすでに非公開の件として報告が終了しておりますので、報告事項4「平成29年度東京都教育委員会職員表彰について」説明を求めます。

○指導課長（岡部君夫） 報告事項4「平成29年度東京都教育委員会職員表彰について」御報告いたします。

表彰の目的は、東京都の教育の発展、学術、文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ勤務成績の優秀な職員及び優れた教育実践活動、研究活動を行っている学校との功労をたたえ表彰するものであります。

本市からは、本年度校長1名と学校1校が表彰されました。

最初に、東京都教育委員会職員表彰規定第1条の個人表彰として、拝島第三小学校の石川博朗校長が表彰されました。石川校長は、昭島市の3校の小学校で校長を歴任され、昭島市の教育の推進に御尽力いただくとともに、東京都教育委員会の研究指定を受けるなど東京都の教育の推進にも貢献したことが認められました。

また、東京都教育委員会職員表彰規定第2条の団体表彰として玉川小学校が表彰されました。玉川小学校は、平成15年度に課外活動として立ち上げた玉川小学校合唱団が昭島市の青少年フェスティバルや、春の音楽祭に出場するなど、地域行事等に積極的に参加し、平成26年度からは多摩地域の「多摩っ子コンサート」東京都の中の学校の70校が参加する合唱祭にも出場するようになり、保護者、地域の皆様からも地域の誇りというまでに発展いたしました。これらの功績が認め

られての受賞でございます。

平成 30 年 2 月 2 日に石川校長と玉川小学校を代表して稲垣校長の 2 名が都庁での表彰式に参列いたしました。

以上、報告となります。よろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） 報告事項 4 についての説明が終わりました。

本件に対する意見等をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、報告事項 4 を終わります。

続きまして、報告事項 5 「昭島市総合スポーツセンター屋内プールの利用休止について」説明を求めます。

○スポーツ振興課長（橋本博司） それでは昭島市総合スポーツセンター屋内プールの利用休止について報告いたします。

初めに、1 経過でございますが、平成 30 年 1 月 25 日午後 4 時 45 分に、東京都多摩立川保健所より 1 月 17 日に同プールで行った水質検査において、基準値を超えたレジオネラ属菌が検出された旨の連絡があり、同日午後 5 時、屋内プールの利用を休止いたしました。

次に、2 検出菌数でございます。遊泳用プールにおきましてレジオネラ属菌の水質基準は 100 ミリリットル中、10CFU 未満とされておりますが、今回、水質検査の結果は 18CFU のレジオネラ属菌が検出されました。

次に、3 検査後の対応でございます。保健所からの連絡を受けた 25 日午後 7 時より、高濃度塩素で 24 時間以上濾過運転を行い、水槽、室内、関係器具等の塩素消毒を行いました。またその後、プール水のすべてを交換いたしました。1 月 29 日午前 10 時に同保健所の検査を行い、同日午後 5 時保健所より水質検査の結果についてレジオネラ属菌が不検出だった旨の連絡を受けまして、1 月 31 日午前 9 時よりプールの利用を再開いたしました。

4 今後の改善策といたしまして、残留塩素濃度をこれまで 1 リットル中 0.6 ミリグラムから 1 ミリグラムに変更し、プールの関連器具の清掃や消毒回数を増やしていくとともに、法廷で定められております年 1 回の水質検査のほか自主的に水質検査を行い、安全な維持管理に努めてまいります。

このことにより多くの市民の方々に多大な迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項 5 についての説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） レジオネラ菌がこうやって増えてしまった結果が出たという原因ははっきりわかったのでしょうか。

○スポーツ振興課長（橋本博司） 原因については私どもも不明な点がありまして、保健所にもお伺いして、担当の方とか担当の課長ともいろいろ御相談したんですけども原因の特定にはいたっておりません。ですので、プールの水とか全部交換し

た次第でございます。

○委員（氏井初枝） 原因がわからないとまたこういうことが起こるかもしれないです、この改善策が書いてあるわけなんですけれども。今までもこういうことがこのプールで過去にあったんでしょうか。

それからこの菌が増えると、具体的にどのような課題が出てくるんでしょうか。

○スポーツ振興課長（橋本博司） 初めに再発防止ということですが、非常にレジオネラ菌は塩素に弱いということが調べてわかりましたので、先ほど申しましたように0.6から1ミリグラムに塩素濃度を変えましてその他の関連器具の清掃等を増やしてまいります。

また、感染した場合の症状ですが、肺炎に似たような症状が起こるとか熱が出るとかという症状があるようですが、過去の事例等を見させていただきますと、ほかの施設で出た場合は何万とか何千とかいう菌が出ているんですが、うちの場合は18ということで、今のところ、もう潜伏期間を過ぎていましてそのような症状は、一切報告は受けておりません。

あと1点、これまでにあったということですが、平成28年度に採暖室というのがありまして、要はプールから上がったあとにお湯につかるような所があるんですが、そこで10CFU以下でありますけれども1度出まして、その時にはタイルの貼り替えと改修を行っております。以上でございます。

○教育長（小林一己） よろしいですか。以上で報告事項5を終わります。

報告事項6「第52回昭島市特別支援学級合同学習発表会の実施報告について」から報告事項11「昭島市公民館主催事業について」までは資料配付のみとさせていただきますが、意見等があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは報告事項を終了いたします。

その他といたしまして、委員さんから何かあればお願いいたします。

よろしいですか。

では私のほうからですが、来月の教育委員会におきましても教職員の人事に案件を予定しております。この案件につきましては、教育委員会会議規則第2条但し書きの規定によりまして非公開とさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） この案件につきましては非公開とさせていただきたいと思っております。

続きまして、次回の教育委員会の日程等について事務局より説明を願います。

○庶務課長（加藤保之） 次回、平成30年第3回定例会は、平成30年3月15日木曜日、午後2時30分から301会議室において開催いたします。

○教育長（小林一己） では、次回は3月15日になりますのでスケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、平成30年昭島市教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

5 番 委 員

1 番 委 員

調 整 担 当